

政府・与党、新テロ法の再可決を強行！

本日、午後2時過ぎ、政府・与党は衆議院で新テロ法を再可決しました。憲法会議は直ちに次の抗議声明を發表しました。

新テロ対策特別措置法案再可決の暴挙に抗議し 自衛艦のインド洋再派遣に反対する

2008年1月11日 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

- 1、政府・与党は、1月11日、参議院本会議で否決された新テロ対策特別措置法案を衆議院本会議で再可決しました。国民の多数は、この間の世論調査でも明らかなように、自衛隊によるインド洋上での給油活動の再開も新テロ法案の再可決も望んでいません。憲法会議は、主権者である国民の意思を踏みにじり、政・財・官の軍事利権構造の疑惑解明が強く求められているなかでの暴挙に怒りを込めて抗議します。
- 2、新テロ法は、アメリカの無法な報復戦争支援法であり、日本政府ですら、憲法第9条のもとでは許されないとしている集団的自衛権の行使に他なりません。アフガニスタンやイラクでテロ行為が拡大する深刻な事態は、戦争でテロがなくせないことを鮮明にしています。日本がとるべき道は、憲法第9条の原則にたち、非軍事手段で紛争を解決することをめざして自主的外交の努力を重ね、国際世論と共同行動を進展させることです。
- 3、違憲の新テロ法を制定するために、憲法第59条第2項の再可決条項を行使することは許されません。憲法第59条第1項が「法律案は・・・両議院で可決したとき法律となる」としているように、法案成立は両院一致が原則です。再可決は、あくまで民意を反映させるための例外です。しかも、与党の衆議院での多数議席は2005年、小泉首相下の「郵政選挙」で得たものでしかありません。直近の民意は、昨年7月の参議院選挙結果とその後の世論調査に示されています。これらの点から、再可決は、とうてい、許されません。
- 4、政府・与党は、新テロ法の成立を契機として、海外派兵恒久法制定の動きを一段と強めようとしています。憲法会議は、自衛艦のインド洋再派遣に反対するとともに、解釈改憲を新たな段階に進める海外派兵恒久法の制定など、いかなる自衛隊の海外派兵の企ても許さず、改憲阻止の国民多数派を形成するために、引き続き全力をあげる決意です。

以上